

北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北広島市が一般競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約（修繕工事を除く。以下同じ。）及び建設工事に係る設計、調査、監理、測量等の業務委託契約（以下「建設工事等」という。）を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を調査（以下「低入札価格調査」という。）のうえ落札者としない場合の取扱い等を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 低入札価格調査の対象工事等は、予定価格が1億5,000万円以上の建設工事の請負契約（以下「建設工事」という。）及び予定価格が1,000万円以上の建設工事に係る設計、調査、監理、測量等の業務委託契約（以下「業務委託」という。）とする。

(建設工事の調査基準価格の設定)

第3条 建設工事の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象工事等の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を対象工事等の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で適宜の額とすることができる。

(業務委託の調査基準価格の設定)

第4条 業務委託の調査基準価格は、別表第1に定める業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった1の欄から4の欄までに掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。ただし、測量及び地質調査以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合に

あつては10分の6を乗じて得た額とするものとし、測量に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.2を乗じて得た額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とし、地質調査に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.5を乗じて得た額と、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額とするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の6を乗じて得たから額から10分の8を乗じて得た額(測量にあつては10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額、地質調査にあつては3分の2を乗じて得たから額から10分の8.5を乗じて得た額)までの範囲内で適宜の額とすることができる。

(調査基準価格の記載)

第5条 対象工事等に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 この要綱を適用するときは、北広島市契約規則(平成15年規則第12条)第5条に規定する入札の公告(以下「公告」という。)により周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、政令第167条の10第1項の規定により落札者を後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査委員会)

第8条 前条に該当する入札があつたときは、低入札価格調査を行う低入札価格調査委員会を設置する。

- 2 低入札価格調査委員会は、委員長及び委員によって構成する。
- 3 低入札価格調査委員会の委員長は、工事施工部長とする。
- 4 低入札価格調査委員会の委員は、工事施工課長、契約管財課長及び委員長が指名する職員とする。

(低入札価格調査の実施)

第9条 低入札価格調査委員会は、調査対象者から入札金額積算内訳書を提出させるほか、必要に応じ、別表第2に定める事項について調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

(建設工事の失格判断基準等)

第9条の2 建設工事においては、契約の内容に適合した履行がされないと判断する基準(以下「失格判断基準」という。)を設けるものとする。

2 最低価格入札者の入札価格が対象工事等の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に満たない場合は、当該最低価格入札者は、失格とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
- (調査結果の報告)

第10条 低入札価格調査委員会は、第9条の調査を実施したときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、関係資料を添えて入札執行者に報告するものとする。
(落札者の決定等)

第11条 調査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者に落札者とする旨の通知をするとともに他の入札者に対して、最低価格入札者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第9条以降と同様の手続きを行うものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、入札執行者は最低価格入札者には落札者としめない旨の通知を、次順位者には落札者となった旨の通知をするとともに、他の入札者には次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

4 調査の結果、最低価格入札者を落札者としめない場合で次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、低入札価格調査の対象となった者を再度入札に参加させることができないものとする。

(読み替え規定)

第12条 第2条に規定する建設工事等のうち、総合評価落札方式により入札を行う建設工事においては、第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）」とあるのは、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項の規定により、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申し込みをし落札者となるべき者（以下「落札予定者」という。）」と、第11条中「最低価格入札者」とあるのは「落札予定者」と、第11条第2項中「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）」とあるのは、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち落札予定者（以下「次順位者」という。）」とそれぞれ読み替えるも

のとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以後に北広島市契約規則（平成15年規則第12号）第5条に規定する公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行し、同日以後に北広島市契約規則（平成15年規則第12号）第5条に規定する公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、同日以後に北広島市契約規則（平成15年規則第12号）第5条に規定する公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に北広島市契約規則（平成15年規則第12号）第5条に規定する公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定は、施行日以降に公告を行う建設工事等から適用し、施行日前に公告を行った建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年10月31日から施行し、改正後の北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等低入札価格

調査制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区 分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

別表第2（第9条関係）

対象	調査事項
建設 工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 その価格により入札した理由 2 低入札価格調査の対象工事の施工場所付近における手持ち工事の状況 3 低入札価格調査の対象工事に関連する手持ち工事の状況 4 低入札価格調査の対象工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等の関連 (地理的条件) 5 手持ち資材の状況 6 資材購入先及び購入先と入札者の関係 7 手持ち機械数の状況 8 労働者の具体的供給見通し 9 過去に施工した公共工事の施工状況 10 経営内容 11 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会） 12 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払い遅延状況等） 13 その他必要な事項
委託	<ol style="list-style-type: none"> 1 その価格により入札した理由 2 当該契約の履行体制 3 手持ちの業務の状況 4 手持ち機械等の状況 5 配置予定技術者の状況 6 過去に受託した同種又は類似の公共事業に係る業務履行状況 7 経営状況等 8 その他必要な事項